

平成30年12月25日
株式会社日本政策金融公庫

システム開発調達を巡る問題への当公庫の対応について

この度、当公庫において、業務システム開発の入札に関連した情報漏えいの事実が確認されました。かかる事態を招きましたことは、国民の皆様の信頼を損ね、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に努め、役職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

1 事案の概要

(1) 発覚の経緯とこれまでの対応

平成30年6月12日、富士通株式会社（以下「富士通」という。）から当公庫に対し、当公庫の業務システム開発に関する入札情報漏えいについて連絡があったことから、直ちに、6月14日、調査委員会を設置し、情報の真偽について富士通と情報交換を行うとともに、関係書類（電子媒体を含む。）の確認等調査を実施しました。

上記調査により、元業務委嘱先A氏及び当公庫職員B・Cに関し、富士通に対する情報漏えいの事実が確認されたことから、6月25日、捜査当局にその事実を伝えました。

また、6月27日、当公庫と利害関係のない外部の弁護士2名を調査委員会に招聘し、調査を進めるとともに、捜査に協力してまいりました。

(2) 調査委員会において把握した事実

調査委員会のこれまでの調査において、次のとおり、業務システム開発の入札に関し、富士通に対する非公開情報の漏えいの事実があったこと等を確認しております。

イ 情報漏えいのあった入札案件

【事案1】農林業務システムの再構築の調達

富士通と平成30年4月25日契約。6月30日付で契約を合意解約。

【事案2】中小融資業務システムの再構築の調達

平成30年6月18日開札。富士通は入札を辞退。

【事案3】中小企業事業本部におけるリファレンスシステムの調達

平成30年6月29日開札。富士通は入札を辞退。

ロ 情報漏えいの内容

(イ) 元業務委嘱先A氏は、事案1について、富士通の提案書作成を援助するとともに応札事業者の技術点評価に関する情報を漏えいした。

(ロ) 職員Bは、事案1について、公開前の入札仕様に関する情報、予定価格算定の基礎となる情報及び応札事業者の技術点評価に関する情報を漏えいした。

(ハ) 職員Cは、事案2及び3について、公開前の入札仕様に関する情報及び予定価格算定の基礎となる情報を漏えいした。

(ニ) 職員Dは、事案3について、公開前の入札スケジュールを漏えいした。

なお、元業務委嘱先A氏については、富士通の費用負担で複数回会食をした事実は確認していますが、金品授受の事実は確認できていません。職員B、C及びDについては、富士通の費用負担での会食等の事実は確認できていません。また、4者間における共謀の事実は確認できていません。

ハ その他不適切な行為

職員Eは、富士通の費用負担で1回会食をした事実は確認していますが、入札情報を漏えいした事実は確認できていません。また、職員Eは、富士通からA氏の不正を疑わせる情報を得たが、ライン外の常務取締役のみに報告し、適切な対応を怠った。

(3) 再発防止策

当公庫としては、今回の事案を重く受け止め、同様の事案を二度と発生させないよう、次の再発防止策を徹底します。

イ 入札における情報提供及び応札参加業者との接触に関するルールの明確化

ロ 業務委嘱先に対する管理監督の強化

ハ システムの改善等

ニ コンプライアンス教育の徹底

2 役員及び職員の処分等

別紙1のとおりです。

3 富士通に対する措置

富士通に対し、本日から3か月間(平成31年3月24日まで)、入札参加資格を停止します。

4 今後の対応

今後も引き続き、捜査に全面的に協力するとともに、事実関係の全体が明らかになり次第、速やかに調査報告書を公表します。

別紙1 役員及び職員の処分等

別紙2 調査委員会のメンバー

役員及び職員の処分等

平成30年12月25日付で、以下のとおり処分等を決定しました。

1 行為者

職員B及びC	停職6か月
職員D	戒告
職員E	減給（管理監督責任を含む）

2 管理監督者

（役員）

総裁	厳重注意
前副総裁（退任済み）	厳重注意（相当）
前専務取締役（退任済み）	戒告（相当）
常務取締役	厳重注意

（管理職）

職員F	減給
職員G、H及びI	厳重注意

3 自主的措置

今回の事案を重く受け止め、総裁及び退任済みの前役員2名については、以下のとおり役員報酬を自主的に返納します。

総裁	報酬月額額の10分の1（2か月）
前副総裁	報酬月額額の10分の1（1か月）相当額
前専務取締役	報酬月額額の10分の1（2か月）相当額

調査委員会のメンバー

委員長	伊藤 健二（副総裁）
委員	伊藤 鉄男（弁護士）（西村あさひ法律事務所）
	木目田 裕（弁護士）（西村あさひ法律事務所）
	鵜澤 静（社外取締役）
	村田 恒子（社外監査役）
	濱邊 哲也（専務取締役）